

# 株式会社 丸東 いわき営業所

## 平成 31 年度運輸安全マネジメント

### 1・輸送の安全に関する基本的な方針

#### ■輸送安全理念

株式会社丸東は『安全はすべてに優先する』の理念をもとに、輸送の安全が企業経営の最重要課題と認識し、安全で安心な地域社会の発展に貢献するよう、継続的改善により輸送安全活動に取り組みます。

#### ■輸送安全方針

1. 経営者は、安全の確保が事業経営の根幹であることを認識し、その重要性の意識付けを全社員に周知徹底する。
2. 関係法令を遵守すると共に、輸送の安全に関する内部監査を実施し、必要な是正措置と予防措置を講じる。
3. 安全の確保に最も大切な行動は、基本動作の実行、確認の励行及び連絡の徹底である。
4. トラックの車両・運転に関する知識・技能の向上に努め、プロドライバーとしての意識を高め交通事故の防止を図る。
5. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を行い、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

### 2. 輸送の安全に関する目標

#### ■平成 31 年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）事故削減目標

	重大事故		交通事故	
	目標	実績	目標	実績
平成 30 年度	0 件	0 件	5 件	12 件
平成 31 年度	0 件	0 件	5 件	2 件

※重大事故は、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故をいう。

※交通事故は、重大事故を除く有責・無責のすべての事故をいう。

## ■自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成30年度・・・0件

平成31年度・・・0件（平成31年4月現在）

※自動車事故報告規則第2条とは

1. 自動車が転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）、又は踏切において鉄道車両と衝突、若しくは接触したもの。
2. 死者又は重傷者を生じたもの。
3. かじ取り装置、制動装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損または脱落により、自動車が運行できなくなったもの。

## 3. 輸送の安全目標達成に関する取り組み計画

### ■平成31年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）安全計画

#### 1. 事故防止対策会議

毎月1回開催（対象：代表者、安全統括責任者、安全衛生委員、ドライバー代表）

#### 2. ドライバーミーティング

毎月1回開催（対象：代表者、安全統括責任者、運行管理者、全ドライバー）

#### 3. 事故惹起者への指導・教育

事故発生時に速やかに実施

#### 4. 期間ごとの安全総点検実施

期間ごとの安全目標・施策を設定する。

4月～6月 『**平**常心を心掛け、ゆとりを持った運転を！』

7月～9月 『安全に目標達**成**して、元気に家に帰ること！』

10月～12月 『法**令**遵守し、無事故・無違反！』

1月～3月 『みんなでつくる**和**みのある職場』

#### 5. 車両整備の徹底

乗務員への日常点検の指導、車両運行前点検表による車輛メンテナンスの確認、予備整備の徹底。

## 6. 運行管理の徹底

運行管理者は、乗務員に対してのアルコールチェッカーによる点呼の完全実施と運行管理業務について確実に実施し、経営者に適宜報告する。

また点呼時に乗務員の体調およびに睡眠時間を聴取し、無理な運行はさせない。

## 7. 安全教育及び研修の充実強化

①乗務員に対し、定期的に適性診断・健康診断を受診させる。

②定期的な安全パトロールの実施（代表者、安全統括責任者、安全衛生委員、運行管理者、整備管理者等）

③新任乗務員については、初任適性診断を受診させ、社内規定による添乗指導・安全講習を実施する。

## 8. 安全に関する外部の研修への派遣

トラック協会主催の交通安全講習会に乗務員を積極的に参加させる。

## 9. 無事故運転者への表彰

社内無事故表彰実施要綱に基づき乗務員の表彰を行う。

## 10. 安全に関しての投資

安全の確保を目的とし、車両の代替、安全装置の導入、ドライブレコーダの導入等を積極的に取り入れ事故予防に努める。

## 11. 働き方改革関連法に伴う取り組み

①荷主都合による手待ち時間を日報に明記させ、乗務員の労働時間を適正に把握し、時間外労働が年 960 時間の上限を超えないようにする。

②年休付与日数 10 日以上乗務員に対し、必ず 5 日以上有給休暇を取得させる。

③前日の就業時間から翌日の始業時間の間に 8 時間以上の休息時間を設ける。

株式会社 丸東

いわき営業所

代表取締役 西山由美子